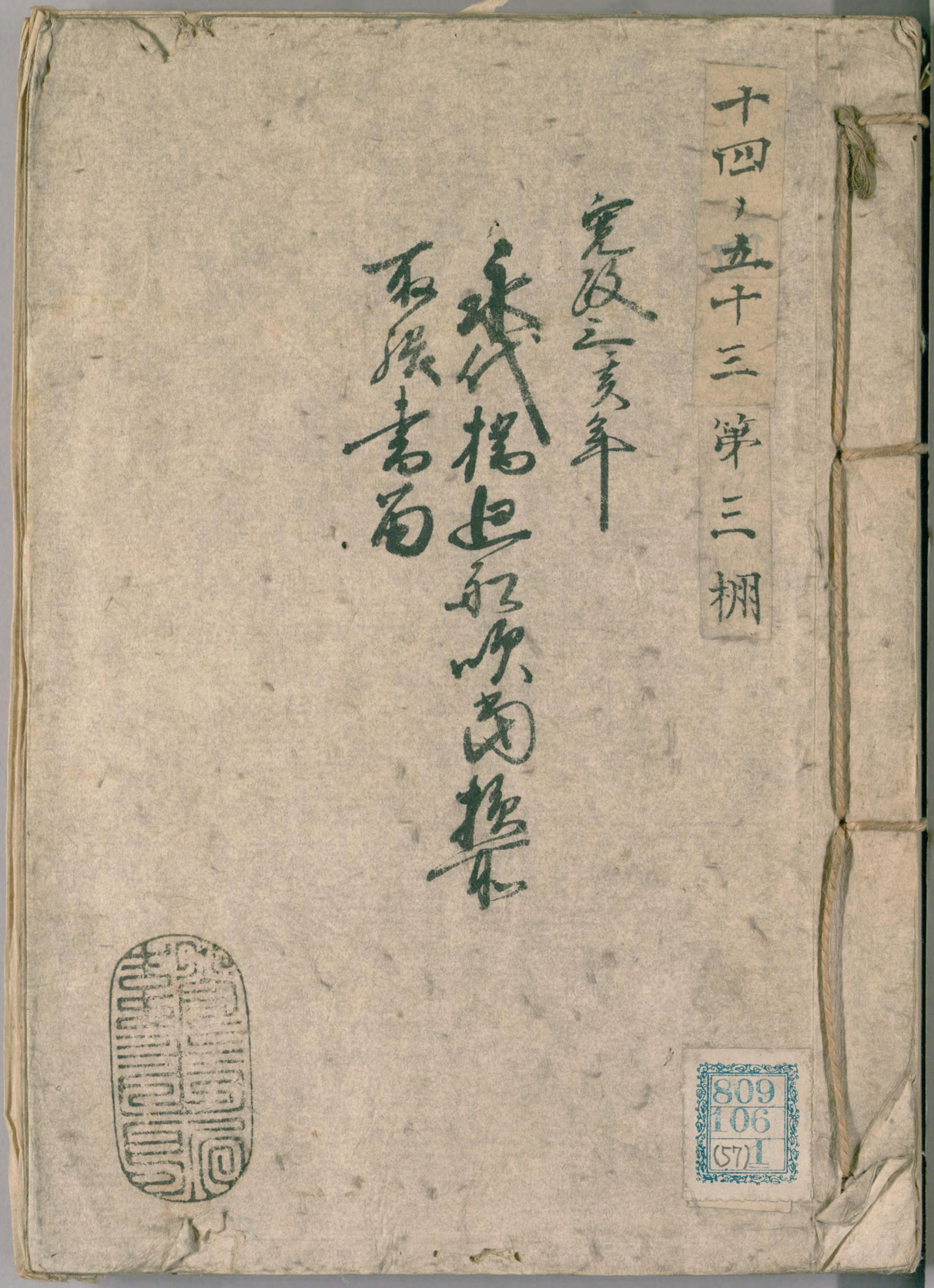

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

東京府圖書館
舊幕引繼書

寛政三年
永代橋上和明書
而給日書記

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

一札之事

一 私ニ只取単事ニ而千歳ニ而大新造ニ而大ニ嘱風雨之言
永代橋ニ流ニ至リ東ニ接之側同南ニ同枕ニ事梁ニ而ゼ
不レ日長梁ニ笑ニ而ニ延折橋ニ求ニ有之ニ名ニ
此ニ而ニ限ニ而知ニ住ニ右橋ニ而ニ義ニ住ニ此ニ注文
之通私ニ入目ニ之ニ三年ニ遠ニ之ニ給ニ下ニ曾ニ之ニ
ナレ門ニ而ニ不ニ出ニ右ニ後ニ返ニ如ニ来ニ之ニ右ニ思ニ取
者帆ニ而ニ段ニ月ニ事ニ而ニ為ニ後日ニ仍ニ如ニ件

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

御奉行所様

子三月九日

中渡

宋代為西廣小話

請負人云

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

其方会請負ニ於テ吉ニ代ニ為西廣小路二間屋之儀
享保十四万年八ヶ所同十七子年三ヶ所願之通
ト付元文二巳年物讀賣茶事ニ於テ不願之通
ト付其後ニ二度上帳ニ而記重延享元丑年ニ弓
場ニ願得其門ニ勤役中月日不知願之通
ト付之ニ由ト立其ハ外蔭ニ責渡之義ニ
先年ハ今ハ願ハ名ニ出ニ其ハ有ト立ハ間ハ家
吟味有蔭ニ責渡之儀ハ外並ニ有之陳儀ニ

世之ニ付是迄之無ニ而ハ名ニ賣茶所之義ハ家中ニ拼之
積リ二度上帳ニ而記有之ニ弓場ニ願之通ト付
年月ハ右ニ而ハ知ハ九年ニ其ハ名ニ取ハ義ニ付
右ニ而ハ云是迄之通ハ名ニ重蔭ニ責渡同ハ家ニ
取拂場所ニ不ハ名ニ重根ニ致ハ年月ニ付其ハ外
至迄成ニ万歳ニ而ハ陳ニ根ニ致ハ早竟ニ致方ニ
家ニ先ニ迄ニ右場所ハ家ニ致ハ義ニ有之ニ度
ニ付ハ名ニ有之ニ先ニ以右之通ト渡ニ同ハ其ハ列ニ

下参入

右宮通之御後年長日為後日仍如件

寛政四年三月

次第右馬

於二月代

仙洞前

七部名東前

助之進前

前部次前

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

上

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

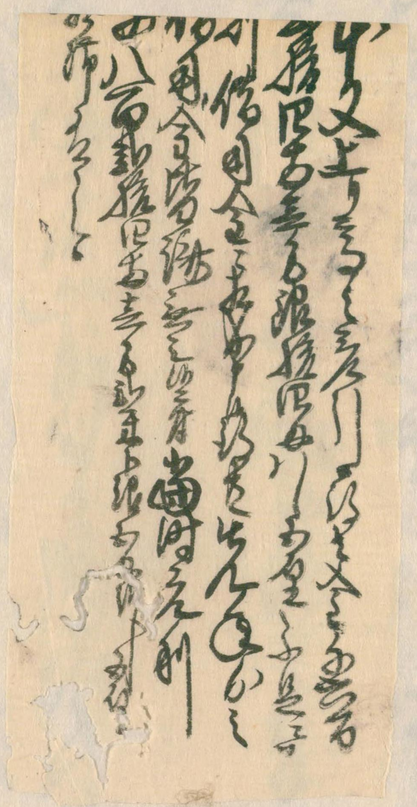

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用　　挟み込み物

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

右忠以書付申上候

一永代橋渡銭与之事天明七未年分高貞年迄
五ヶ年之間年々九立之事御尋之旨左之中上ゆ也
年々上り高増減ゆ庄ゆ此後風雨多少ニ寄又ハ
一雑住来之毎少ニ寄ニ九立之事増減有之右之外
橋修復ニ寄住来之右ニ寄ゆ義有之ゆ節ニ九立之事
右之減中ゆ

天明七未年ニ九立之事

一銭二千五百文拾九文五百九十文

但銭五百
五文百五十文分
六文八十文迄右同

此金六百四拾弐匁五分ト
銀七分六厘

同八申年分九立ニ付

一 銭三千三百六拾弐匁三百八十弐文
但銭相場
五ノ七百文ト
五ノ九百五十文迄右同

此金五百七拾七匁ト銀四匁六ト

寛政元酉年分九立ニ付

一 銭三千九百八拾六匁九百拾三文
但銭相場
五ノ五百四拾文ト
五ノ九百文迄右同

此金六百八拾六匁ト
銀拾匁六ト八リ

同二戌年分九立ニ付

一 銭弐千九百九拾匁三文
但銭相場
五ノ五百四十文ト
五ノ九百文迄右同

此金五百弐匁五分ト
銀三匁七ト

同三亥年分九立ニ付

一 銭弐千五百六拾八匁五百廿七文
但銭相場
五ノ百六十文ト
五ノ九百八拾文迄右同

此金四百七拾匁三分ト
銀三匁六ト六リ

ノ

未年分貢年迄又ヶ年之間九立高
金弐千八百七拾八匁壱ヶ分ト銀拾壱匁四ト
右又ツ割ニ当均壱ヶ年
金又百七拾又匁弐分ト銀拾三匁四ト八リ
日十三割壱ヶ月分
金四拾七匁三分ト銀拾三匁四ト七毛
右之庭以生以上
寛政四子年二月

永代橋積候人
浜鰯十軒所能持
次郎兵衛
有九丁堀三丁目卯金海店
七郎兵衛

右橋掛り
深川中鴻所
名主　忠右衛
日取元来場所
日　市郎次
日取佐賀所
日　茂右衛
日取右川所
日　新兵衛
日取熊井所
日　理右衛

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

子二月

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

[illegible]
[illegible]
[illegible]

永代橋船渡一件

新大橋大川橋助成地

一件

宝永政正年

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用　挟み込み物

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

一

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

[illegible]

[illegible]

寛政四子年二月

[illegible]

同

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

御武家方御隔往事書人分御隔所記之
天明七未年分記之

一 金六百四拾両四匁三分
銀七匁六厘

右月別
月八申年分記之

一 金五百七拾七両ト
銀四匁六分

右月別
寛政元酉年分記之

一 金六百八拾六両ト
銀拾匁六厘

右月別
月二申年分記之

一 金五百両七匁三分ト
銀三匁七分

右月別
月三亥年分記之

一 金四百七拾両三分ト
銀三匁六厘

一 金二百八百七拾八両四分
銀六匁七分

右之通相違無之

文久三年

[illegible]

右通相違無之

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

[illegible]書付[illegible]中[illegible]

右門橋往来壱人分何議[illegible]
壱ヶ年上り高何程[illegible]御[illegible]付
[illegible]中[illegible]

一

右橋之儀去拾九ヶ年以前年年四月中
新規拾後[illegible]為　[illegible]分壱ヶ年之
冥加令[illegible]上納仕[illegible]付往来[illegible]

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

新大橋起之并淀東議之事ケ年より寄
之儀御尋ニ付左ニ申去

一 延享元子年七月能勢能渡守様淀城御番所
御門家会ニ付新大橋町橋ニ永々私住ニ而不宜ニ付
其江渡ニ付吏分私住入用を以御渡新親ニ付ニ淀東議
之人ニ付武弥ニ而之橋町成ニ付永々橋町絶ニ付
可住ニ而江渡ニ付大ニ以淀東弥法武敬方を除
く

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1
ガラス使用

809
106
1

国立国会図書館　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1　　ガラス使用

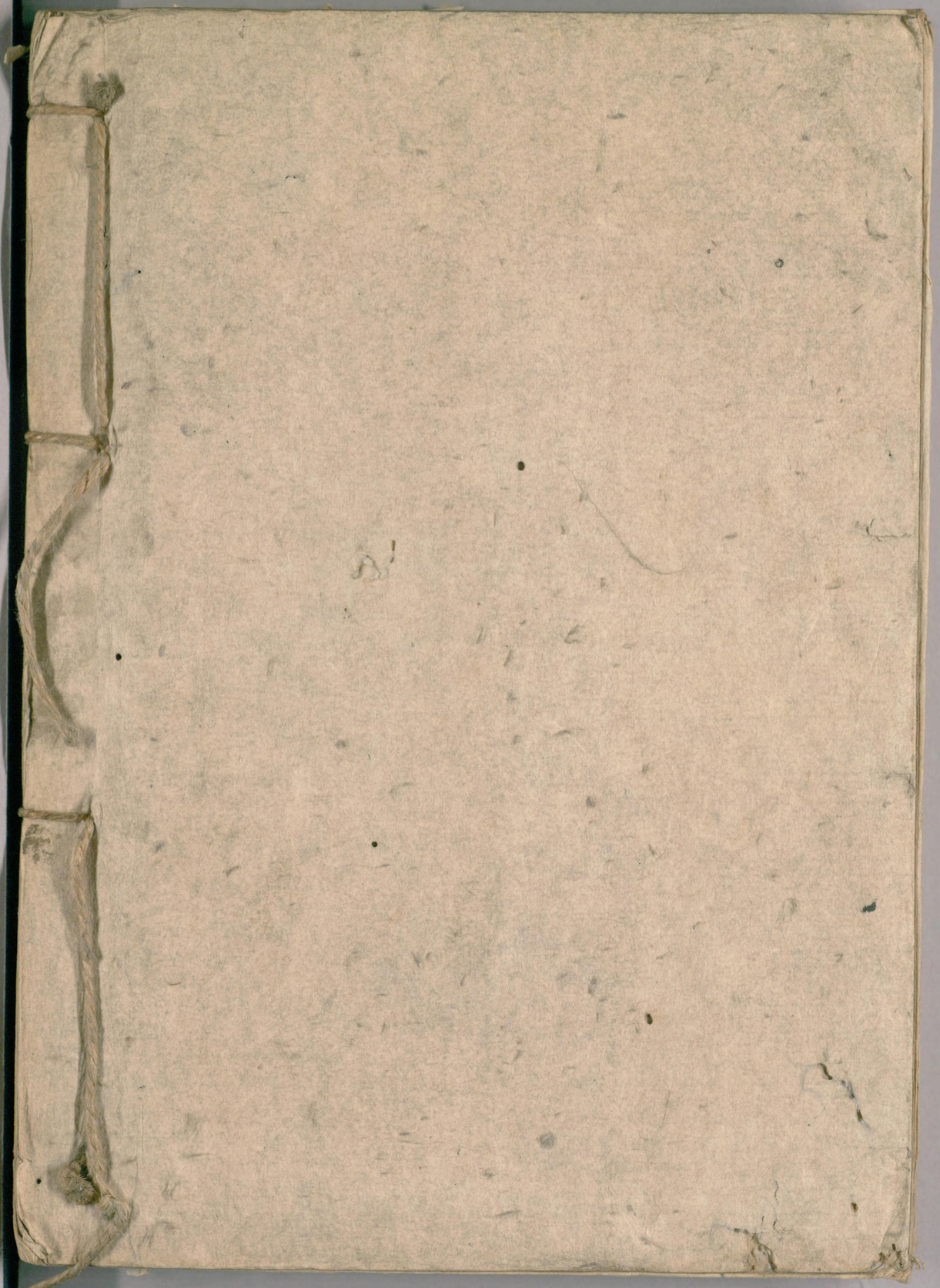

国立国会図書館　　タイトル『三橋以下橋々書類』　請求記号 809-1

ガラス使用